古賀　靖夫　　小林　正明　　前田　貞一
瑞宝双光章を授ける（各通）
牟田部和幸
瑞宝単光章を授ける（以上十月十一日）
佐藤　篤
瑞宝小綬章を授ける
副田　榮治　　藤田　良文　　水嶋　清
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月十三日）
秋山　保長
瑞宝単光章を授ける（十月十四日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、フィジー国大統領ジオジ・コノウシ・コンロテ閣下の大統領就任につき、十一月十二日御祝電を発せられた。

天皇陛下は、十一月十五日ベルギー国国王陛下の命名祝日につき、同月十三日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

登録電子海図情報表示装置講習の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第四条の五の規定により次の電子海図情報表示装置講習を登録したので、同規則第四条の二十二第一号の規定により、公示する。

平成二十七年十一月十七日　　国土交通大臣　石井　啓一

(一)　登録年月日　平成二十七年十一月六日
(二)　登録番号　第八号
(三)　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の名称　海上保安学校
(四)　住所　京都府舞鶴市字長浜二〇〇一番地
(五)　登録電子海図情報表示装置講習事務を行う事務所の名称及び所在地
海上保安学校
京都府舞鶴市字長浜二〇〇一番地

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、国家公務員共済組合連合会病院労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成27年11月18日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、宮城県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県、広島県、香川県、福岡県及び大分県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 27 年 11 月 17 日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表

北 海 道　ＫＫＲ札幌医療センター斗南病院及びＫＫＲ札幌医療センター
宮 城 県　東北公済病院及び東北公済病院宮城野分院
東 京 都　虎の門病院、三宿病院及び立川病院
神奈川県　虎の門病院分院
愛 知 県　名城病院及び東海病院
大 阪 府　大手前病院及び枚方公済病院
兵 庫 県　六甲病院
広 島 県　広島記念病院
香 川 県　高松病院
福 岡 県　千早病院
大 分 県　新別府病院

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全国一般愛媛地方労働組合松山支部から、年末一時金等の要求に関して、平成27年11月18日正午以降、同組合の組合員が従事する伊予商運株式会社の全職場（東京都、愛知県、大阪府、愛媛県及び福岡県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 27 年 11 月 17 日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、日本航空株式会社から、日本航空ユニオンが年末一時金等の要求に関して行う争議行為に対抗して、平成27年11月18日以降、同組合の組合員が従事する同社の全職場（北海道、青森県、秋田県、千葉県、東京都、愛知県、大阪府、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、作業所閉鎖を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 27 年 11 月 17 日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、株式会社ＪＡＬエンジニアリングから、日本航空ユニオンが年末一時金等の要求に関して行う争議行為に対抗して、平成27年11月18日以降、同組合の組合員が従事する同社の全職場（北海道、青森県、秋田県、千葉県、東京都、愛知県、大阪府、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、作業所閉鎖を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 27 年 11 月 17 日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、神奈川労働局の関係労働者を代表する者早坂公幸の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 27 年 11 月 17 日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、神奈川労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。
３　推薦締切日　平成27年11月27日
４　推薦書及び添付書類提出先　神奈川労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

(注)１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。
２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

最低賃金の改正決定に関する公示

新潟労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、新潟県各種商品小売業最低賃金（平成20年新潟労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 11 月 17 日

新潟労働局長　梅澤　眞一

第４号中「１時間773円」を「１時間789円」に改める。